

# 長野市の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

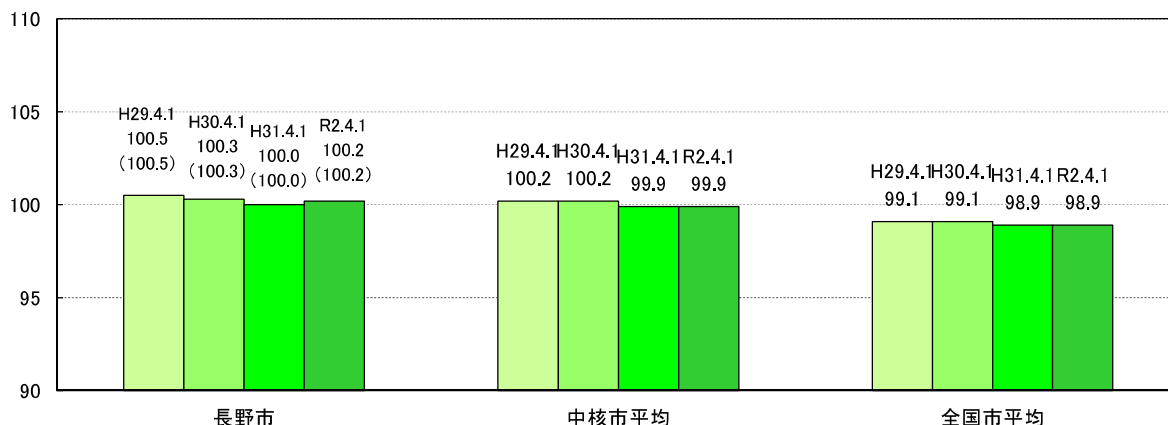
区分	住民基本台帳人口 (2年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 30年度の人件費率
元年度	人 375,884	千円 163,662,918	千円 209,753	千円 23,694,593	% 14.5	% 16.3

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				計 B	(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 中核市平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当			千円	千円
元年度	人 2,506	千円 9,676,023	千円 2,610,326	千円 4,095,229	千円 16,381,578	千円 6,537	千円 6,444	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
 2 職員数は、元年4月1日現在の人数です。  
 3 給与費については、再任用短時間勤務職員の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 ( ) 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。  
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)  
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和2年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

平成28年3月31日をもっていわゆる「わたり」を廃止し、また平成30年3月31日をもって給与制度の総合的見直し等に伴う現給保障が終了しました。これら制度改革の推進により徐々に指数も低下し、平成31年にはラスパイレス指数が100ポイントまで低下しましたが、令和2年には0.2ポイント上昇しました。今後も、適切な水準となるよう職員の給与体系を注視していきます。

(4) 給与改定の状況

(人事委員会を設置していないため省略)

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し

[  実施  未実施 ]

実施内容 (平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成28年4月1日  
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均0.4%引下げ(若年層については、最大3.3%引上げ、高齢層については最大2.8%引下げ)しました。  
なお、激変緩和のため、2年間の経過措置(現給保障)を実施していましたが、平成30年3月31日をもって廃止となりました。  
他の給料表についても、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを行いました。

②地域手当の見直し

実施内容 (国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準3%に対し、長野市においても3%を支給

(参考)

	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合	平成28年度の支給割合		平成29年度の支給割合	平成30年度の支給割合	令和元年度の支給割合
			4月1日時点	遡及改定後			
国基準による支給割合	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%
長野市の支給割合	3%	3%	3%	(遡及改定なし)	3%	3%	3%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを行いました。(平成28年4月1日実施)

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和2年4月1日現在）

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
長野市	43.9歳	340,612円	420,521円	389,438円
長野県	45.3歳	335,200円	401,899円	369,153円
国	43.2歳	327,564円	—	408,868円
中核市	41.8歳	318,797円	405,898円	364,599円

#### ②技能労務職

公務員						民間			参考
区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国比較ベース)	区分	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
長野市	48.9歳	114人	341,203円	372,417円	361,619円	民間の類似職種	—	—	—
うち清掃職員	48.3歳	25人	346,576円	392,298円	373,490円	廃棄物処理業 従業員	46.2歳	300,100円	1.31
うち学校給食 員	49.2歳	57人	334,747円	351,130円	348,811円	調理士	43.7歳	253,400円	1.39
うち用務員	52.0歳	6人	361,967円	403,336円	386,133円	用務員	55.9歳	207,900円	1.94
うち自動車運 転手	48.7歳	3人	392,696円	405,907円	405,830円	自家用乗用自 動車運転者	57.2歳	249,200円	1.63
その他	48.0歳	23人	339,230円	391,944円	368,295円				
長野県	59.0歳	8人	271,900円	286,650円	282,748円	—	—	—	—
国	50.9歳	2,431人	287,312円	329,380円	—	—	—	—	—
中核市	50.2歳	210人	326,183円	383,335円	358,637円	—	—	—	—

【参考】年収ベース（試算値）での比較

公務員（長野市）		民間		参考
職種	年収(C)	職種	年収(D)	C/D
清掃職員	6,412.0千円	廃棄物処理業従業員	4,166.1千円	1.54
学校給食員	5,852.9千円	調理士	3,410.3千円	1.72
用務員	6,655.5千円	用務員	2,862.4千円	2.33
自動車運転手	6,696.8千円	自家用乗用自動車運転者	3,292.2千円	2.03
その他	6,383.9千円			

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（用務員は平成29～31年の3ヵ年平均）  
 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。  
 3 公務員及び民間の年収データは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

#### ③高等学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
長野市	45.6歳	393,510円	435,394円
長野県	46.8歳	376,200円	418,185円
中核市	46.5歳	385,298円	442,650円

(2) 職員の初任給の状況（令和2年4月1日現在）

区 分		長 野 市	長 野 県	国
一 般 行 政 職	大学卒	192,600円	192,600円	182,200円
	高校卒	158,100円	158,100円	150,600円
技 能 労 務 職	高校卒	158,100円	153,500円	—
高等学校教育職	大学卒	215,200円	215,200円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和2年4月1日現在）

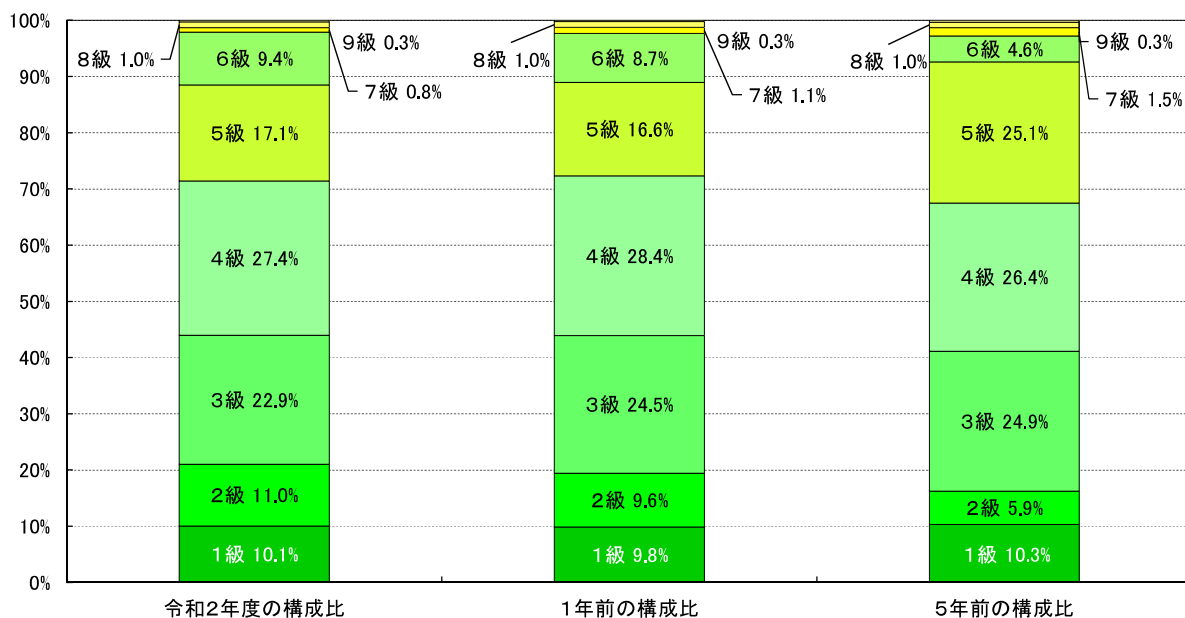
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	281,877円	364,223円	383,039円	404,436円
	高校卒	211,900円	318,000円	363,793円	382,850円
技能労務職	高校卒	—	342,000円	347,814円	361,933円
教 育 職	大学卒	—	—	—	—

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

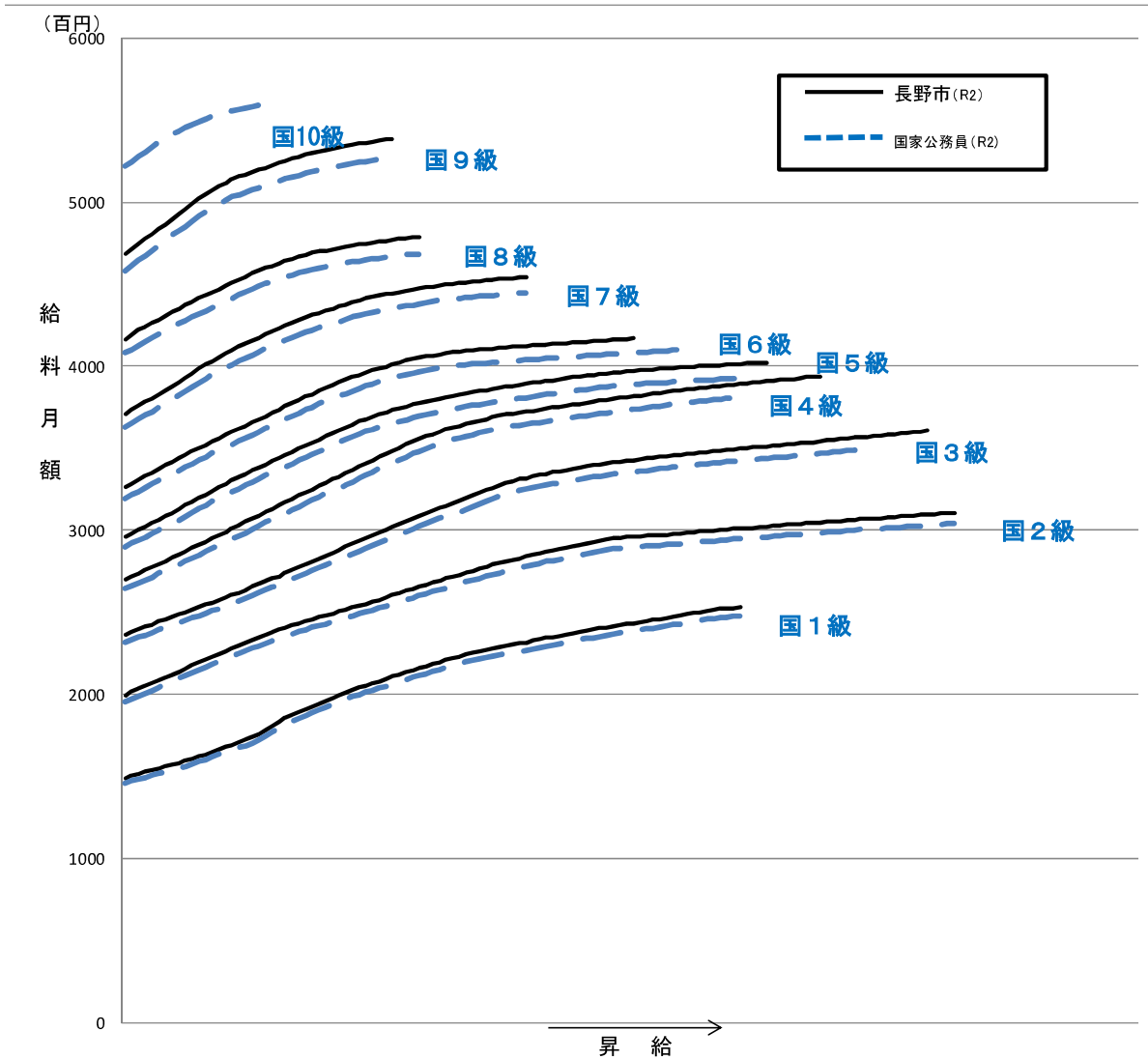
(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和2年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事、主事補、技師又は技師補の職務	154人	10.1%	149,100円	252,900円
2 級	高度の知識及び経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	168人	11.0%	199,600円	310,700円
3 級	主査の職務	351人	22.9%	236,300円	360,500円
4 級	係長の職務	420人	27.4%	269,700円	394,000円
5 級	課長補佐の職務	262人	17.1%	295,700円	402,400円
6 級	課長の職務	144人	9.4%	326,000円	417,000円
7 級	次長の職務	12人	0.8%	370,700円	454,400円
8 級	部長の職務	16人	1.0%	416,800円	478,700円
9 級	困難な業務を行う部長の職務	4人	0.3%	468,200円	538,800円

(注) 1 長野市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和2年4月1日現在）



(3) 昇給への勤務成績の反映状況

令和2年4月2日から令和3年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				○
標準の区分のみ（一律）		○		
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

長野市	長野県	国																		
1人当たり平均支給額(令和元年度) 1,660千円	1人当たり平均支給額(令和元年度) 1,734千円	-																		
(令和元年度支給割合)	(令和元年度支給割合)	(令和元年度支給割合)																		
<table border="0"> <tr> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> </tr> <tr> <td>2.6月分</td> <td>1.85月分</td> </tr> <tr> <td>(1.45)月分</td> <td>(0.9)月分</td> </tr> </table>	期末手当	勤勉手当	2.6月分	1.85月分	(1.45)月分	(0.9)月分	<table border="0"> <tr> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> </tr> <tr> <td>2.6月分</td> <td>1.85月分</td> </tr> <tr> <td>(1.45)月分</td> <td>(0.9)月分</td> </tr> </table>	期末手当	勤勉手当	2.6月分	1.85月分	(1.45)月分	(0.9)月分	<table border="0"> <tr> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> </tr> <tr> <td>2.6月分</td> <td>1.90月分</td> </tr> <tr> <td>(1.45)月分</td> <td>(0.9)月分</td> </tr> </table>	期末手当	勤勉手当	2.6月分	1.90月分	(1.45)月分	(0.9)月分
期末手当	勤勉手当																			
2.6月分	1.85月分																			
(1.45)月分	(0.9)月分																			
期末手当	勤勉手当																			
2.6月分	1.85月分																			
(1.45)月分	(0.9)月分																			
期末手当	勤勉手当																			
2.6月分	1.90月分																			
(1.45)月分	(0.9)月分																			
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%																		

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況 (長野市区町村)

令和2年中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和3年6月		令和5年6月	

(2) 退職手当（令和2年4月1日現在）

長野市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.270750月分	勤続25年	28.0395月分	33.270750月分
勤続35年	39.7575月分	47.709000月分	勤続35年	39.7575月分	47.709000月分
最高限度額	47.7090月分	47.709000月分	最高限度額	47.7090月分	47.709000月分
その他の加算措置	・定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算) ・退職時特別昇給 (4号給加算措置)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たり平均支給額	6,519千円	21,119千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、元年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（令和元年度決算）			315,517千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）			125,904円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
東京都（特別区）	20.0%	9人	20.0%
長野市	3.0%	2,457人	3.0%
長野市（高校教育職）	1.7%	40人	3.0%
地域手当補正後ラスパイレス指数			100.2
(ラスパイレス指数)			(100.2)



(4) 特殊勤務手当 (令和2年4月1日現在)

支給実績 (令和元年度普通会計決算)	42,861千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和元年度普通会計決算)	60,677円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和元年度)	28.5%
手当の種類 (手当数)	29

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (元年度実績)	左記職員に対する支給単価
市税等滞納整理事務手当	右の業務に従事した職員	市税、国民健康保険料、介護保険料又は後期高齢者医療保険料の滞納整理のため外勤したとき	千円 0	日額 450円
市税外収入金の滞納整理事務手当	右の業務に従事した職員	市税外収入金 (国民健康保険料、介護保険料又は後期高齢者医療保険料を除く。) の滞納整理のため外勤したとき	千円 10	日額 400円
感染症等予防作業手当	右の業務に従事した職員	(1) 感染症患者 (四類感染症患者及び五類感染症患者を除く。) 若しくは市長が認める患者等の救護又は感染症病原体が付着した物件若しくは付着する危険のある物件の処理作業に従事した職員	千円 59	日額 500円
	右の業務に従事した職員	(2) 家畜伝染病にかかっている家畜又はその疑いのある家畜の防疫作業に従事した職員		日額 400円
	右の業務に従事した職員	(3) 狂犬病予防のための犬等の捕獲作業に従事した職員		ア 日額 300円 イ 従事時間が5時間未満の場合 日額 150円
	右の業務に従事した職員	(4) 保健所職員で、結核患者の訪問指導業務に従事したもの		ア 日額 500円 イ 従事時間が5時間未満の場合 日額 250円
社会福祉業務手当	右の業務に従事した職員	保護又は援護に関する事務に従事したとき	千円 5,790	月額 6,000円
行旅死病人等取扱手当	右の業務に従事した職員	行旅死亡人その他の死亡人の遺体の取扱いに従事したとき	千円 310	1体 5,000円
		行旅病人の取扱いに従事したとき		1件 2,000円

精神保健福祉業務手当	右の業務に従事した職員	保健所職員で、直接精神障害者に接して行う相談及び指導の業務又は指定医の診察の立会いの補助作業若しくは入院のための護送の補助作業に従事したとき	千円 32	ア 日額 300円 イ 家庭訪問指導に従事した場合 日額 400円 ウ 護送の補助作業に従事した場合 日額 500円
放射線取扱手当	右の業務に従事した職員	保健所職員で、エックス線その他の放射線を照射する作業又はその補助の作業に従事したものの	千円 8	日額 300円
病理細菌検査業務手当	右の業務に従事した職員	保健所職員で、病原体の検索若しくは培養を目的とした試験検査の作業又は採血の作業に従事したとき	千円 264	ア 日額 300円 イ 採血の作業に従事した場合 日額 400円
公害等検査業務手当	右の業務に従事した職員	公害及び廃棄物の処理に係る立入検査、現場調査又は試験検査業務に従事したとき	千円 564	ア 日額 300円 イ 毒物及び劇物を取扱う検査又は調査業務に従事した場合 日額 500円
高所等作業手当	右の業務に従事した職員	地面若しくは水面から5メートル以上の高さの足場の不安定な箇所又は地面から5メートル以上の深さの落盤のおそれのある箇所において行う監督、検査等の作業に従事したとき	千円 3	日額 200円
		斜度30度以上の斜面で高低差5メートル以上の滑落の危険が特に著しい箇所に置いて行う監督、測量及び検査の作業に従事したとき		日額 200円
道路及び河川水路維持改修作業手当	右の業務に従事した職員	道路又は河川水路の維持改修の作業に従事した職員	千円 204	ア 道路上で行う作業に従事した場合 日額 300円 イ 河川水路内で行う作業に従事した場合 日額 500円
清掃業務手当	右の業務に従事した職員	し尿の収集に関する苦情を処理するため現場確認業務に従事したとき	千円 4,614	ア し尿の苦情処理に従事した場合 日額 300円 イ し尿又は汚泥の収集等処理作業に従事した場合 日額 700円
		電気若しくは機械の操作、水質検査、ごみその他の廃棄物の収集等処理作業、し尿若しくは汚泥の収集等処理作業又は炉、ピット、受入槽若しくは貯留槽内の整備清掃の作業に従事したとき		ア 電気もしくは機械の操作、水質検査、ごみその他の廃棄物の収集等処理作業又はし尿若しくは汚泥の収集等処理作業に従事した場合 日額 500円 イ 炉、ピット、受入槽又は貯留槽内の整備清掃の作業に従事した場合 日額 900円
		ごみその他の廃棄物の収集等処理作業、分別に係る指導若しくは啓発の業務、クレーンの操作、し尿若しくは汚泥の収集等処理作業又は炉、ピット、受入槽若しくは貯留槽内の整備清掃の作業に従事したもの		ア ごみその他の廃棄物の収集等処理作業又は分別に係る指導若しくは啓発の業務に従事した場合 日額 500円 イ クレーンの操作に従事した場合 日額 550円 ウ し尿又は汚泥の収集等処理作業に従事した場合 日額 700円 エ 炉、ピット、受入層又は貯留槽内の整備清掃の作業に従事した場合 日額 900円

死獣収集業務手当	右の業務に従事した職員	犬、猫等の死体の収集作業に従事したとき	千円 464	1件 300円
電気主任技術者手当	右の業務に従事した職員	電気主任技術者を命ぜられたとき	千円 117	月額 3,000円
用地交渉手当	右の業務に従事した職員	現地における、権利者との困難な交渉業務に従事したとき	千円	日額 300円
災害等緊急出動手当	右の業務に従事した職員	豪雨等異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある道路、河川等において行う巡回監視の業務又は重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業に従事したとき	千円 396	日額 500円
	建設部道路課、河川課又は維持課職員で、右の業務に従事した職員	正規の勤務時間外又は休日等に緊急に処理が必要な業務（上記の業務等を除く。）に従事したとき		日額 200円
医療業務手当	右の業務に従事した職員	診療所において医療業務に従事したとき	千円 5,400	月額 150,000円
歯科医療業務手当	右の業務に従事した職員	歯科診療所において歯科医療業務に従事したとき	千円 600	月額 50,000円
獣医業務手当	右の業務に従事した職員	家畜診療業務に従事したとき	千円 0	月額 25,000円
除雪手当	右の業務に従事した職員	除雪用機械を運転し、道路等の除雪作業に従事したとき	千円 10	日額 500円
索道技術管理者手当	右の業務に従事した職員	戸隠スキー場のリフト管理責任者に従事したとき	千円 0	月額 10,000円
ボイラーの操作従事手当	右の業務に従事した職員	伝熱面積25平方メートル以上のボイラーの操作に従事したとき	千円 0	日額 200円

出動作業手当	右の業務に従事した職員	水火災等のため出動し、消防作業(救急業務を除く。)に従事したとき	千円 19,816	ア 出動1回 300円 イ 冬期間(12月1日から翌年の3月31日までの間をいう。)に消火作業に従事した場合 出動1回 400円 ウ 重大な災害(災害対策本部が設置されたものに限る。)のため出動し、災害対策本部長が特に危険と認める消防作業に従事した場合 出動1回 500円
		救急現場に出動し、救急業務に従事したとき		ア 出動1回 250円(救急救命士にあつては出動1回300円) イ 消防長が特に認める患者等を搬送した場合 出動1回 750円
深夜出動手当	右の業務に従事した職員	深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)に出動し、又は当該出動に係る通信指令業務に従事したとき	千円 4,157	ア 出動等の従事時間が1時間未満の場合 300円 イ 出動等の従事時間が1時間以上2時間未満の場合 400円 ウ 出動等の従事時間が2時間以上の場合 500円
特殊作業手当	右の業務に従事した職員	地面から5メートル以上高い又は低い足場の不安定な箇所において消防作業に従事した場合	千円 215	出動1回 200円
		毒物又は劇物の処理作業に従事した場合		出動1回 500円
		潜水して行う作業に従事した職員		出動1回 500円
		災害時の現場において、遺体の収容作業に従事した職員		1件 1,000円
はしご車等操作手当	右の業務に従事した職員	災害等の現場において、はしご車又は救助工作車の操作(運転を除く。)に従事したとき	千円 13	出動1回 200円
入学者選抜手当	右の業務に従事した学校職員	入学者選抜のための審査又は採点の事務に従事したとき	千円 161	1時間 240円
教員特殊業務手当	右の業務に従事した学校職員	ア 学校の管理課において行う非常災害時等の緊急業務 イ 修学旅行、林間、臨海学校等(学校が計画し、実施するものに限る。)において生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの ウ 教育委員会が定める対外運動競技等において生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの エ 学校の管理課において行われる部活動における生徒に対する指導業務で泊を伴うもの	千円 5,915	1日(泊を伴うものにあつては1泊) ア 8,000円 イ 4,250円 ウ 4,250円 エ 3,000円
教育業務連絡指導手当	右の業務に従事した学校職員	学校に置かれる教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等で、その職務が困難であるとして教育委員会が定めるものの職務を担当する学校職員が、当該担当に係る業務に従事したとき	千円 141	1日 100円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和元年度決算）	838,529千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	425千円
支給実績（30年度決算）	528,914千円
職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	269千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和2年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (元年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (元年度決算)	
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。	同じ	—	千円 353,336	円 270,548	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>子、孫、父母、祖父、母、弟妹、重度障害者</td> <td>1人につき8,000円（配偶者がいない場合、1人については10,000円）。 なお、扶養親族である子のうち、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については、当該子の扶養手当の月額に5,000円を加算した額を当該子の扶養手当の月額とする。</td> </tr> </tbody> </table>			区分	手当の額	配偶者
区分	手当の額					
配偶者	10,000円					
子、孫、父母、祖父、母、弟妹、重度障害者	1人につき8,000円（配偶者がいない場合、1人については10,000円）。 なお、扶養親族である子のうち、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については、当該子の扶養手当の月額に5,000円を加算した額を当該子の扶養手当の月額とする。					
初任給調整手当	医師等免許等を必要とするもの職のうち、採用による欠員補充が困難と認められる職員に対し支給。	同じ	—	千円 0	円 0	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師等</td> <td>国家試験に合格してからの期間に応じ上限368,800円まで</td> </tr> </tbody> </table>			区分	手当の額	医師等
区分	手当の額					
医師等	国家試験に合格してからの期間に応じ上限368,800円まで					
住居手当	月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し支給。	同じ	—	千円 138,920	円 298,753	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>借家等</td> <td>[家賃月23,000円以下] 支給額=家賃相当額-12,000円 [家賃月23,000円超] 支給額=11,000円+(家賃相当額-23,000円)×1/2  (最高支給限度額:27,000円)</td> </tr> </tbody> </table>			区分	手当の額	借家等
区分	手当の額					
借家等	[家賃月23,000円以下] 支給額=家賃相当額-12,000円 [家賃月23,000円超] 支給額=11,000円+(家賃相当額-23,000円)×1/2  (最高支給限度額:27,000円)					

通勤手当	通勤のため電車・バスなどの交通機関又は自動車などの交通用具を使用する職員に対し支給。			異なる	(国) 交通用具使用者の支給額 2,000円～31,600円	千円	円
	198,128	90,884					
	区分	手当の額					
	公共交通機関利用者	6箇月を超えない最長の通用期間の定期券等の額で一括支給（電車・バス等）を支給。（上限55,000円）					
	交通用具使用者	距離に応じて2,000円～32,600円を支給。（徒歩通勤除く、自動車・バイク・自転車とも同額）					
単身赴任	異動に伴う住居の移転により、同居していた配偶者と別居する職員に対し支給。基本額は23,000円とし、職員の住居と配偶者の住居との距離に応じ6,000円～45,000円を加算。			同じ	—	千円 2,448	円 408,000
宿日直手当	正規の勤務時間外又は休日において、宿日直勤務をした職員に対し支給。			同じ	—	千円 0	円 0
別管勤務職員手当特	公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した管理職手当の支給を受ける管理・監督の地位にある職員に対し支給。勤務1回につき8,000円以内（勤務が6時間を超える場合には12,000円以内）の額とする。			同じ	—	千円 26,030	円 52,692
夜間勤務	正規の勤務時間として、午後10時から翌朝の午前5時までの間に勤務する職員に対して、勤務1時間当たりの額に25/100を乗じて得た額を勤務した時間数に応じて支給。			同じ	—	千円 9,015	円 27,910
管理職手当	管理・監督の地位にある職員のうち、規則で指定するものに対して、その職務・職責に応じた額を支給。			異なる	(国) 部長級 94,800円～130,700円 課長級 59,000円～80,700円 支給単価	千円	円
	職 (行政職)	手当の額				320,269	648,318
	部長級	84,000円 ～ 91,000円					
	課長級	63,000円					
	課長補佐級	48,000円					
寒冷地手当	条例で定める寒冷地に勤務する職員に対し、冬季間における寒冷、積雪による暖房費等の増嵩分を補填する趣旨で、11月から翌年3月までの期間、条例で定めた額を職員の世帯等の区分に応じ支給。			同じ	—	千円	円
	世帯等の区分	世帯主である職員				163,043	68,362
		扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員				
月額	17,800円	10,200円	7,360円				

5 特別職の報酬等の状況（令和2年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料			(参考) 中核市における最高/最低額	
	市 長	1,097,000円	1,180,000円	707,000円
	副 市 長	899,000円	974,000円	696,000円
報 酬	議 長	732,000円	827,000円	584,000円
	副 議 長	654,000円	748,000円	504,000円
	議 員	606,000円	700,000円	475,000円
期 末 手 当	市 長	(令和2年度支給割合)		
	副 市 長	3.30月分		
	議 長	(令和2年度支給割合)		
	副 議 長	3.30月分		
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市 長	1,097,000円 × 在職月数 × 0.42	22,115,520円	任期毎
	副 市 長	899,000円 × 在職月数 × 0.294	12,686,688円	任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

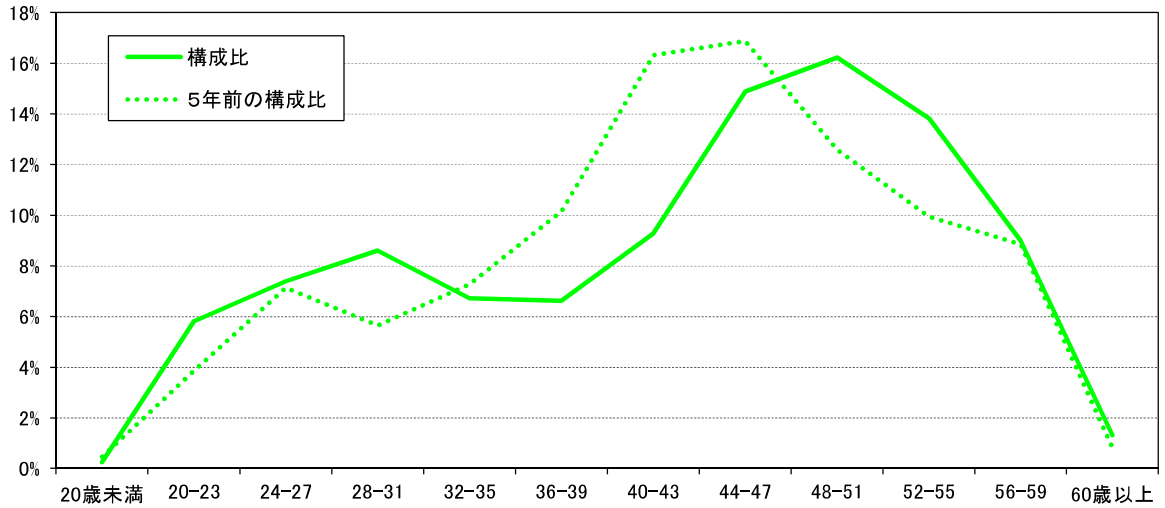
(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			令和元年	令和2年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	16人	16人	0人	保健福祉業務増に伴う増
		総務企画	446人	450人	4人	
		税 務	144人	143人	△1人	
		民 生	428人	439人	11人	
		衛 生	251人	253人	2人	
		労 働	6人	6人	0人	
		農林水産	69人	73人	4人	
		商 工	63人	61人	△2人	
		土 木	331人	323人	△8人	
	計	1,754人	1,764人	10人	<参考>人口1万人当たり職員数 46.93人 (中核市の人口1万人当たり職員数 45.63人)	
	教 育 部 門	288人	289人	1人		
	消 防 部 門	486人	483人	△3人		
	小 計	2,528人	2,536人	8人	<参考>人口1万人当たり職員数 67.47人 (中核市の人口1万人当たり職員数 63.30人)	
公営企業等会計部門	病 院	18人	18人	0人		
	上 下 水 道	168人	169人	1人		
	そ の 他	98人	99人	1人		
	小 計	284人	286人	2人		
合 計		2,812人	2,822人	10人	<参考>人口1万人当たり職員数 75.08人	
		[3,021人]	[3,021人]	[0人]		

(注) 職員数は一般職に属する職員数、[ ]内は条例定数の合計です。



(2) 年齢別職員構成の状況（令和2年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	7人	164人	209人	243人	190人	187人	262人	420人	458人	390人	254人	37人	2,821人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	26年	27年	28年	29年	30年	R01	R02	過去5年間の増減数(率)
一般行政	1,796人	1,791人	1,775人	1,775人	1,768人	1,753人	1,764人	△27人 (△1.5%)
教育	281人	283人	286人	283人	285人	288人	289人	6人 (2.1%)
消防	471人	472人	478人	477人	481人	486人	483人	11人 (2.3%)
普通会計	2,548人	2,546人	2,539人	2,535人	2,534人	2,527人	2,536人	△10人 (△0.4%)
公営企業等会計	296人	297人	291人	286人	287人	284人	286人	△11人 (△3.7%)
総合計	2,844人	2,843人	2,830人	2,821人	2,821人	2,811人	2,822人	△21人 (△0.7%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 30年度の総費用に占 める職員給与費比率
元年度	千円 5,820,977	千円 1,253,769	千円 700,936	% 12.0	% 11.8

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 200,484 千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 水道事業 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
元年度	人 109	千円 422,275	千円 96,936	千円 177,032	千円 696,243	千円 6,388	千円 6,165

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和2年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

長野市と同等の給与減額支給措置を実施（P1 参照）。

#### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和2年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
長野市	44.4 歳	352,993円	532,296円
団体平均	歳	円	円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

企業職（水道事業）	〇〇（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額（元年度） 1,624千円	1人当たり平均支給額（〇年度） 千円
(元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.85 月分 (0.90)月分	(〇年度支給割合) 期末手当 月分 ( )月分 勤勉手当 月分 ( )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和2年4月1日現在）

企業職（水道事業）	〇〇（一般行政職・団体平均等）
-----------	-----------------

(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.66950月分	24.586875月分	勤続20年	月分	月分
勤続25年	28.03950月分	33.270750月分	勤続25年	月分	月分
勤続35年	39.75750月分	47.709000月分	勤続35年	月分	月分
最高限度額	47.70900月分	47.709000月分	最高限度額	月分	月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)		その他の加算措置	(退職時特別昇給)	
1人当たり平均支給額	0千円	419千円	1人当たり平均支給額	千円	千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当 (令和2年4月1日現在)

支給実績 (令和元年度決算)		13,533千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和元年度決算)		124,156円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
長野市	3.0%	110人	3.0%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

エ 特殊勤務手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（令和元年度決算）			584千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）			8,979円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和元年度）			59.6%	
手当の種類（手当数）			7種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和元年度決算）	左記職員に対する支給単価
用地交渉手当	右の業務に従事した職員	現地において用地の交渉業務に従事する職員で、権利者との困難な交渉業務	0千円	日額300円
作業手当	右の業務に従事した職員	水道又は下水道の維持改修の作業	0千円	日額300円ただし、削岩機を使用した場合は、日額400円
施設維持管理手当	右の業務に従事した職員	水源、浄水場、配水池又は処理場の維持管理のため、毒物、劇物若しくは特定化学物質を取り扱う作業、高圧ガス若しくは電気の操作等の作業または汚水若しくは汚泥その他の汚物の処理作業	0千円	日額500円
水質検査手当	右の業務に従事した職員	水質検査	0千円	日額120円
深所高所監督手当	右の業務に従事した職員	坑内、地面若しくは水面から5メートル以上の高さの足場の不安定な箇所又は急傾斜地で滑落の危険が特に著しい箇所において行う工事の監督、検査等の作業	0千円	日額300円
電気主任技術者手当	右の職務を命じられた職員	電気主任技術者	144千円	月額3,000円
特別招集手当	右の業務に従事した職員	勤務時間外において水道又は下水道に重大な事故が発生した際に、招集によって出勤し、復旧の業務に従事した職員	440千円	1件1,500円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和元年度決算）	27,712千円
職員一人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	295千円
支給実績（平成30年度決算）	28,979千円
職員一人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	305千円

- （注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和元年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和2年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和元年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和元年度決算)
扶養手当	配偶者、父母等 月額6,500円 子（22歳まで） 月額10,000円 ※16歳～22歳までの子 1人につき月額5,000円 加算	同	—	18,429千円	245,722円
住居手当	16,000円を超える家賃 支払者 ※上限月額28,000円	同	—	7,625千円	282,422円
通勤手当	・交通用具を使用の場合 距離に応じて月額 2,000円～32,600円 ・公共交通機関を使用 の場合 定期券・回数券を支 給（上限月額55,000円） ※いずれの場合も通勤 距離が片道2km以上の 場合に支給	同	—	10,483千円	109,110円
単身赴任手当	異動に伴い住居を移転 し、やむを得ない事情に より配偶者と別居する 職員で、異動前の住所か ら通勤が困難であり、単 身で生活するもの 月額23,000円～68,000円	同	—	0円	0円
管理職手当	管理又は監督の地位に ある職員 月額48,000円～91,000円	同	—	10,122千円	632,625円
寒冷地手当	世帯の区分（世帯主か 否か、扶養親族の有無） により、月額7,360円 ～17,800円 ※11月～3月までの各 月に支給	同	—	7,754千円	74,699円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として 午後10時から翌日の午 前5時までに勤務を命 ぜられた職員に支給 1時間当たりの給与額 の25/100	同	—	0千円	0円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 30年度の総費用に占 める職員給与費比率
元年度	千円 11,808,766	千円 2,370,393	千円 328,242	% 2.8	% 2.6

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 156,047 千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 下水道事業 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
元年度	人 58	千円 226,268	千円 65,130	千円 96,029	千円 387,427	千円 6,680	千円 6,134

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和2年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

長野市と同等の給与減額支給措置を実施 (P1 参照)。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (令和2年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
長野市	42.7 歳	353,186円	556,648円
団体平均	歳	円	円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

企業職 (水道事業)	〇〇 (一般行政職・団体平均等)
1人当たり平均支給額 (元年度) 1,656千円	1人当たり平均支給額 (〇年度) 千円
(元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.85 月分 (0.90) 月分	(〇年度支給割合) 期末手当 月分 ( ) 月分 勤勉手当 月分 ( ) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (令和2年4月1日現在)

企業職 (水道事業)			〇〇 (一般行政職・団体平均等)		
(支給率) 自己都合	応募認定・定年		(支給率) 自己都合	応募認定・定年	
勤続20年 19.66950月分	24.586875月分		勤続20年 月分	月分	
勤続25年 28.03950月分	33.270750月分		勤続25年 月分	月分	
勤続35年 39.75750月分	47.709000月分		勤続35年 月分	月分	

最高限度額	47.70900月分	47.709000月分	最高限度額	月分	月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)		その他の加算措置	(退職時特別昇給)	
1人当たり平均支給額	0千円	22,074千円	1人当たり平均支給額	千円	千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当 (令和2年4月1日現在)

支給実績 (令和元年度決算)		7,348千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和元年度決算)		126,690円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
長野市	3.0%	59人	3.0%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

エ 特殊勤務手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（令和元年度決算）			330千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）			13,194円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和元年度）			43.1%	
手当の種類（手当数）			7種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和元年度決算）	左記職員に対する支給単価
用地交渉手当	右の業務に従事した職員	現地において用地の交渉業務に従事する職員で、権利者との困難な交渉業務	0千円	日額300円
作業手当	右の業務に従事した職員	水道又は下水道の維持改修の作業	0千円	日額300円ただし、削岩機を使用した場合は、日額400円
施設維持管理手当	右の業務に従事した職員	水源、浄水場、配水池又は処理場の維持管理のため、毒物、劇物若しくは特定化学物質を取り扱う作業、高圧ガス若しくは電気の操作等の作業または汚水若しくは汚泥その他の汚物の処理作業	157千円	日額500円
水質検査手当	右の業務に従事した職員	水質検査	27千円	日額120円
深所高所監督手当	右の業務に従事した職員	坑内、地面若しくは水面から5メートル以上の高さの足場の不安定な箇所又は急傾斜地で滑落の危険が特に著しい箇所において行う工事の監督、検査等の作業	0千円	日額300円
電気主任技術者手当	右の職務を命じられた職員	電気主任技術者	108千円	月額3,000円
特別招集手当	右の業務に従事した職員	勤務時間外において水道又は下水道に重大な事故が発生した際に、招集によって出勤し、復旧の業務に従事した職員	38千円	1件1,500円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和元年度決算）	24,968千円
職員一人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	520千円
支給実績（平成30年度決算）	15,060千円
職員一人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	307千円

- （注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和元年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。



カ その他の手当（令和2年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和元年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和元年度決算)
扶養手当	配偶者、父母等 月額6,500円 子（22歳まで） 月額10,000円 ※16歳～22歳までの子1人につき月額5,000円加算	同	—	10,896千円	253,372円
住居手当	16,000円を超える家賃支払者 ※上限月額28,000円	同	—	5,429千円	285,753円
通勤手当	・交通用具を使用の場合 距離に応じて月額 2,000円～32,600円 ・公共交通機関を使用の場合 定期券・回数券代を支給（上限月額55,000円） ※いずれの場合も通勤距離が片道2km以上の場合に支給	同	—	4,135千円	79,528円
単身赴任手当	異動に伴い住居を移転し、やむを得ない事情により配偶者と別居する職員で、異動前の住所から通勤が困難であり、単身で生活するもの 月額23,000円～68,000円	同	—	0円	0円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 月額48,000円～91,000円	同	—	6,977千円	634,291円
寒冷地手当	世帯の区分（世帯主か否か、扶養親族の有無）により、月額7,360円～17,800円 ※11月～3月までの各月に支給	同	—	4,443千円	75,300円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までに勤務を命ぜられた職員に支給 1時間当たりの給与額の25/100	同	—	0千円	0円